

## 第1回 倫理委員会 有識者懇談会 準備会合 議事要旨 (2021年6月29日)

### I 日時：

2021年6月29日(火) 9:30~11:30

### II 場所：

オンライン会議 (一部参加者は日本公認会計士協会より参加)

### III 出席者：

#### ○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、前原康宏、  
弥永真生、西山香織(オブザーバー)

#### ○ 日本公認会計士協会

手塚正彦(会長)、小倉加奈子(副会長)、高濱滋(委員長)、樋口誠之(副委員長)、  
山田雅弘(副委員長)

### IV 議事要旨：

冒頭において、八田進二氏が議長に選任された後、2018年にIESBA(国際会計士倫理基準審議会)から公表された再構成版IESBA倫理規程を踏まえた改正に向けて、国内の倫理規則改正に関するディスカッションポイント1から7までについての議論が行われた。

#### ディスカッションポイント1 (倫理規則の改訂スケジュール)

担当副委員長から、今後の倫理規則の改訂スケジュールについて説明を行い、主に、報酬と非保証業務の適用時期について2案を示して議論がされた。

A案：2023年4月1日以降適用開始 (IESBAと整合的)

B案：2024年4月1日以降適用開始 (準備の期間を確保)

#### 【主なご意見】

- 報酬と非保証業務に関する規定の改正については、2023年4月1日の適用を目指しているというスケジュールを全面に出した上で対応することがよいのではないかと。
- 報酬と非保証業務に関する規定の改正については、どのように例外を認めるのか次第で、猶予期間を長くするのか、又は他の改正と同じ時期とするのかが決まる。と

りわけ、非保証業務については、企業側の承認体制の整備に負荷がかかると聞いている。よって、全体的な改正の内容を踏まえて、適用時期を判断した方がよいと思う。

- 報酬と非保証業務に関する規定の改正については、監査法人の在り方等に波及する事項であると思う。中小規模の監査法人についてまで、大手と同じ時期に導入するのは非常にハードルが高いため、むしろ、これらの規定を適用除外とすることも考えられる。
- 中小規模の監査法人にどのくらいインパクトがあるのかによって、適用時期が変わってくると思うので、そうした現状が分かれば参考となる。
- 報酬に関しては、小規模の監査法人では報酬依存度が高いケースがあり、早計な適用は困難であるとの指摘もあるが、それがゆえにリスクが高まっている現状もあると考える。非保証業務に関しても、監査法人の規模に関わらず透明性の高い監査ができてきているかを注視している投資家も存在するため、両テーマの重要度を考慮いただければと思う。

#### 【ご意見への対応】

- 次回以降の倫理委員会有識者懇談会準備会合を通して、引き続き、報酬及び非保証業務の改正内容に関する議論を深めていただく。
- 9月開催の倫理委員会有識者懇談会において、再度、報酬及び非保証業務の規定の適用時期に関する意見聴取を行うこととしたい。

#### ディスカッションポイント2 (principle of objectivity)

担当副委員長から、①「principle of objectivity」及び②「objectivity of an engagement quality reviewer」の訳出に関する以下の案について説明がなされた。

A 案：基本原則である①は現行規定を踏襲し「公正性の原則」とし、審査担当者に関する規定である②は監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）及び品質管理基準委員会報告書（以下「品基報」という。）に合わせて「客観性」とする。

B 案：監基報及び品基報に合わせて、①「客観性の原則」、②「審査担当者の客観性」とする。

#### 【主なご意見】

- 「客観性」の方がしっくりくる。それ以外の「基本原則」の用語についても、IESBAの倫理規程と類似する直感的で分かりやすい表現がよいのではないかと。例えば、「守秘義務の原則」を「秘密保持の原則」にすることも考えられる
- 「subjectivity」の対義語であると考え、「客観性」が適切と考える。「公正性」

であるとする、通常は「fairness」が該当すると考える。

### ディスカッションポイント3 (intimidation threat)

担当副委員長から、「intimidation threat」の訳出に関する以下の案について説明がなされた。

A案：現行規定を踏襲し「不当なプレッシャーを受ける脅威」とする。

B案：プレッシャーを与える場合も想定するとともに、他の阻害要因と表現を合わせ「不当なプレッシャーの阻害要因」とする。

#### **【主なご意見】**

- 「不当なプレッシャーの阻害要因」というのは、「不当なプレッシャーに対する阻害要因」という意味として捉えられ、誤解を招く可能性がある。
- 日本語として違和感を与えることのないよう、再度、阻害要因の表現を検討した方がよいと考える。
- 「intimidation」は「脅し」の意味であり、「阻害要因」であると非常に弱い語感となる。「threat」も「脅迫」と訳してもよい言葉であるため、「intimidation threat」は相当強力な英語の言葉であるとする。

### ディスカッションポイント4 (professional accountants in business)

担当副委員長から、「professional accountants in business」の訳出に関する以下の案について説明がなされた。

A案：現行規定を踏襲し「企業等所属の会員」とする。

B案：監査法人等の組織に所属する会員も対象になることを明確にした「組織所属の会員」とする。

#### **【主なご意見】**

- 企業と会計事務所等の両者を含むということで、「組織」とすることに賛成であるが、一般の方が「組織」の意味を理解しやすいよう、企業と会計事務所等の両方が含まれることを分かりやすい場所で示すのが良いと考える。
- 「professional accountants in business」という英語からは、営利法人に勤める公認会計士というニュアンスがある。

### ディスカッションポイント5 (社会通念上許容される範囲)

担当副委員長から、「社会通念上許容される範囲 (trivial and inconsequential)」の定めに関する以下の案について説明がなされた。

A 案：現行規定を踏襲し「不適切な意図がなく、社会通念上許容される範囲」であれば許容可能とする。

B 案：現行規定を踏襲せず、IESBA 倫理規程のとおり、「不適切な意図がなく、些細で重要性のない場合」に許容可能とする。

#### 【主なご意見】

- 基本的には社会通念という言葉でよいと考えるが、IESBA では「些細」や「重要性のない」といった解釈の拠り所が示されている。「些細で重要性のないものとして、社会通念上許容される範囲で」とする、あるいは、「社会通念上許容される範囲」に関する注解等で「些細」で「重要性のない」ものを指すことを説明するなどの工夫をした方が意味合いが明確になるのでより良いと考える。
- 「社会通念上許容される範囲」も「些細で重要性がない」も、いずれも主観が入り、裁量の余地のある判断であるが、現行規定を踏襲することに賛成する。
- 法的には「社会通念上許容される範囲」という概念は、主観的ではなくて相当程度規範的で客観的なものとして確立している。

#### ディスカッションポイント 6 (inquiring mind)

担当副委員長から、「inquiring mind」の訳出に関する以下の案について説明がなされた。

A 案：「探究心」とする（広辞苑：探究心とは、物事の真の姿をさぐって見きわめること）。

B 案：「求知心」とする（広辞苑：求知心とは、知識を得ようとする心）。

#### 【主なご意見】

- 「探究心」は研究的に受け止められやすい、また、「求知心」では「探」のニュアンスが出ないため、探し求めるという意味の「探求心」も一つの案と考える。
- 探究心よりも、ニュアンスとしては懐疑心に近いと考える。
- 「求知心」は馴染みのない言葉である。真実を解明したいという気持ちがあるため、「研究心」と言ってもよいと考える。

#### ディスカッションポイント 7 (インターバル期間)

担当副委員長から、業務執行責任者から審査担当者に就任する場合の「インターバル期間」の導入の可否について説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- インターバル期間の導入により、監査法人のM&Aが促進されることが懸念されるが、協会としてその覚悟があるのであれば問題はない。
- 「インターバル」とは「期間」のことなので、インターバル期間というと表現的に重複している。
- 導入に賛成する。ただし、形式的にインターバル期間を設けるだけで、特定者が実質的に関係し続けるような実態が伴わない状態となると、本来の制度趣旨を達成できないことになる。クーリングオフの趣旨であることを周知し、適切な運用確保に努めていただければと思う。

### その他のご意見

- 外部の利害関係者が、公認会計士が保持する倫理規範を認識することは重要なので、分かりやすい概念を用いて記載するようお願いしたい。また、要求事項は貴協会の総会に基づく決議事項、適用指針は理事会による決議事項として、改正が必要な場合は、機動的に対応を行っていただきたい。
- 倫理規則の定義規定では、用語の定義的な記述と注意書きが混在しているように見える。また、日本固有の適用指針は JP として盛り込むとのことだが、IESBA 規定の要求事項や適用指針と被らないよう、丁寧に比較検討の上、必須の部分のみ限定的に設けた方がよいと思う。

### **【ご意見への対応】**

- 倫理規則については分かりにくい部分もあるため、会計士以外の方々にも理解いただけるよう改正を行っていききたい。大きな改正は年1回の定期総会で改正を行い、〇〇年の4月1日以降適用開始とし、適用指針やQ&Aなどは毎月の役員会にて改正を行うこととしたい。
- 用語集については、いただいた点も踏まえて検討する。日本固有の基準については、名義貸しの禁止や品質の保持など、必要性を検討した上で踏襲していきたいと考えている。IESBA で同様の規定があるかどうかのチェックについても実施していく。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp